

# 動植物検疫制度について

平成26年5月20日

農林水産省

# 動植物検疫の必要性

- 口蹄疫やミカンコミバエ等、我が国に侵入した場合、家畜や農作物に大きな被害を及ぼす疾病や病害虫が世界的に存在する。このため、国の責務として家畜伝染性疾病や植物の病害虫が我が国に侵入しないよう万全を期す必要がある。
- 万一、侵入した場合には、国の責任により根絶を実施しており、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入防止と表裏一体で国が行う必要がある。
- 動植物検疫は、動植物の輸入者に対して検査を義務づけ、検査結果に基づき廃棄・消毒等の命令を行う（公権力の行使）。その検査は公正厳格に実施される必要があり、全国各地で同等の検査能力を維持するためには、均一な専門技術水準に基づき、斉一的に検査を実施することが必要。

## 我が国が侵入を警戒する家畜伝染病・植物の病害虫が侵入した例

### 口蹄疫



伝播力が極めて強く、広域にわたって牛、豚等に大流行を引き起こす。  
(平成22年に宮崎県で発生し、牛・豚合わせて約29万頭を殺処分)

### ミカンコミバエ



東南アジアなどに発生。かんきつ類、ウリ類等の生果実に大きな被害。  
(日本では、奄美群島、沖縄、小笠原諸島に発生し、25年の歳月と254億円の費用をかけ平成5年に根絶。)

### 高病原性鳥インフルエンザ



伝播力が極めて強く、感染した鶏の大半が死亡する。  
(平成22年～平成23年に9県で発生し約180万羽を殺処分。  
平成26年4月に熊本県で発生し約11万羽を殺処分)

### ウリミバエ





# 動植物検疫の専門性

- 動植物検疫は、公権力の行使に当たることから、その実施に当たっては、科学的知見に基づき、公正で厳格な検査を実施する必要がある。
- このため、専門的知見の保有、関連法制度の熟知及び国際機関等との連携が必要となり、
- また、全国各地に配置された動物検疫所・植物防疫所において均一で高度な専門技術水準に基づき齊一的に検査を実施することが必要。

## ➤ 専門的知見に基づく携行品及び貨物の輸出入検査

### ○ 動物検疫

動物の疾病感染の有無及び畜産物の加熱処理実施状況等の確認のため、獣医学及び畜産学に基づいた、微生物学的検査(培養検査等)、遺伝子学的検査(PCR等)、電気泳動(SDS-PAGE)等の実施。

### ○ 植物検疫

植物等に付着する病害虫の同定のため、昆虫学及び植物病理学に基づいた顕微鏡検査、抗原抗体反応法、遺伝子学的検査等を実施。

## ➤ 関連法制度の熟知

○ 動物検疫: 家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、感染症法及び水産資源保護法並びに関連法令

○ 植物検疫: 植物防疫法及び関連法令

## ➤ 国際機関等との連携

○ 国際獣疫事務局(OIE)及び国際植物防疫事務局(IPPC)等と連携して、各国における家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫の発生状況の迅速な情報収集及び把握並びに輸入検疫措置等の実施

## ➤ 適正かつ公平な検査の実施

○ 均一な専門技術水準を維持・向上させるため、各種専門分野の研修を実施し、検査官の技術レベルを高位平準化し齊一的な検査を実施

○ 検疫に関する検査技術や消毒技術の開発

# 国際空港における動植物検疫

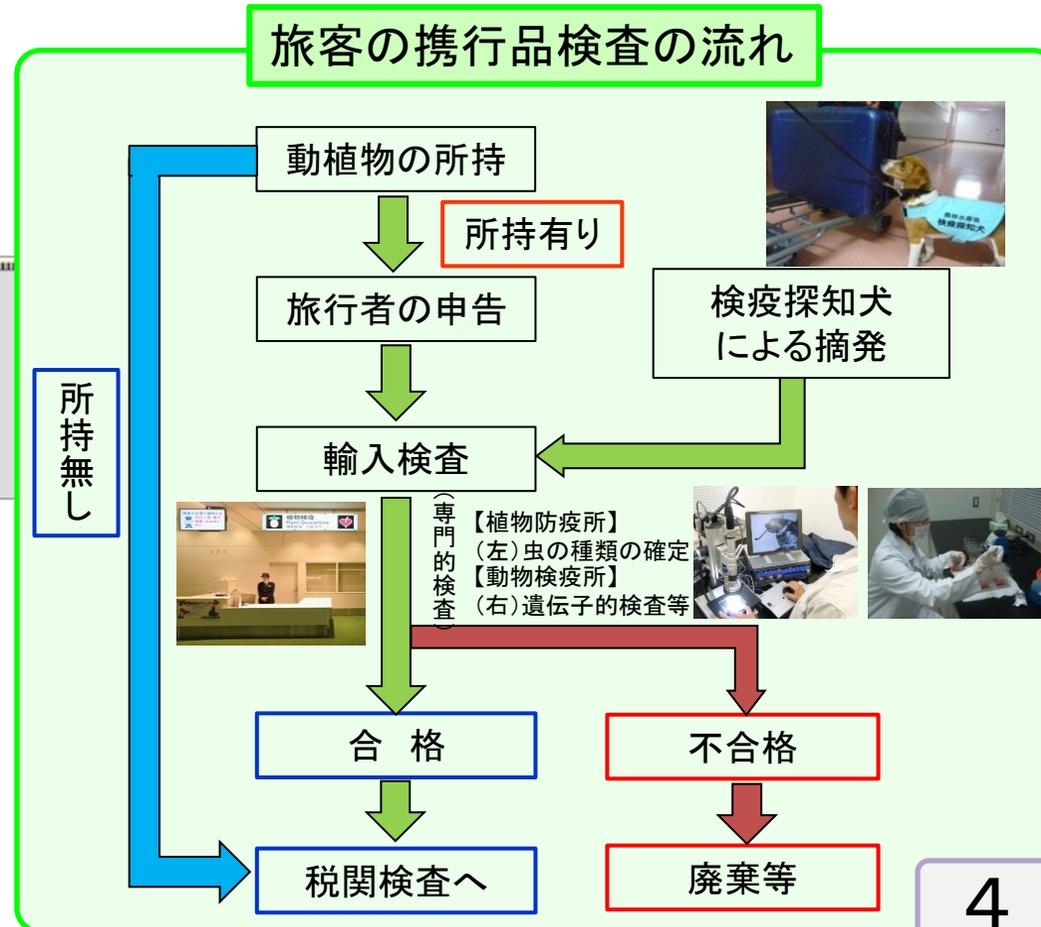
- 旅行者は、入国する際に動植物等を所持している場合は、法令に基づき、申請を行い、動植物検疫検査を受ける必要。
- 動植物防疫官は、病害虫や家畜衛生に関する高度な専門的知識を活用し、迅速に検査を実施。
- 国内に持ち込めない又は病害虫の確認されたものについては、法令に基づき、動植物防疫官が検査結果に基づく措置を命ずる。

## 旅客の流れ

- 1 入国手続き
- 2 手荷物受取
- 3 動植物検疫
- 4 税関検査
- 5 到着ロビー



## 旅客の携行品検査の流れ



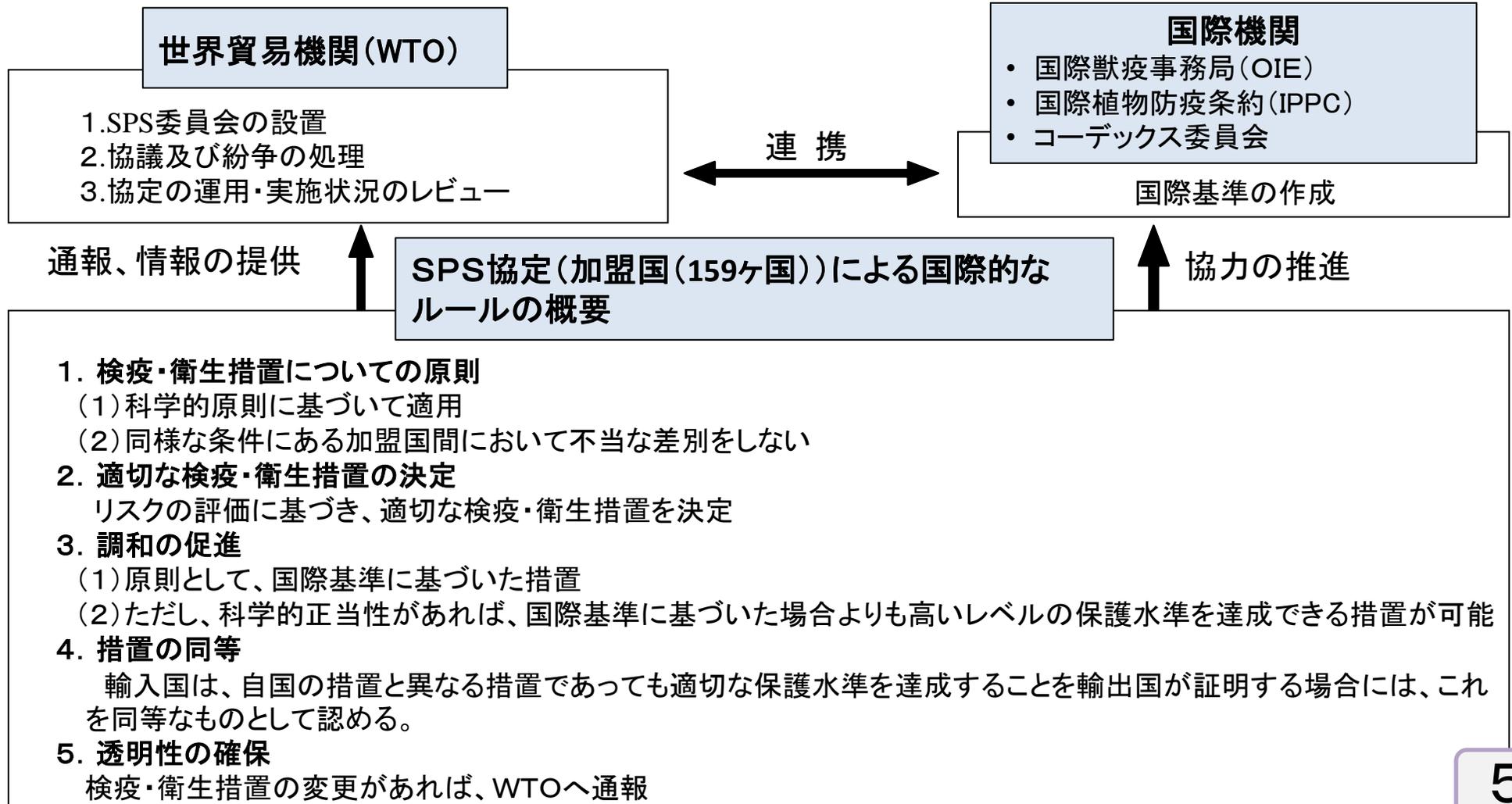
# 参 考 资 料

# 動植物検疫制度に関する国際的ルール(WTO/SPS協定)

○ 動植物検疫措置は、WTO/SPS協定に基づき、国際的なルールに沿って実施することが原則。

( SPS協定:衛生植物検疫措置の適用に関する協定)

(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)

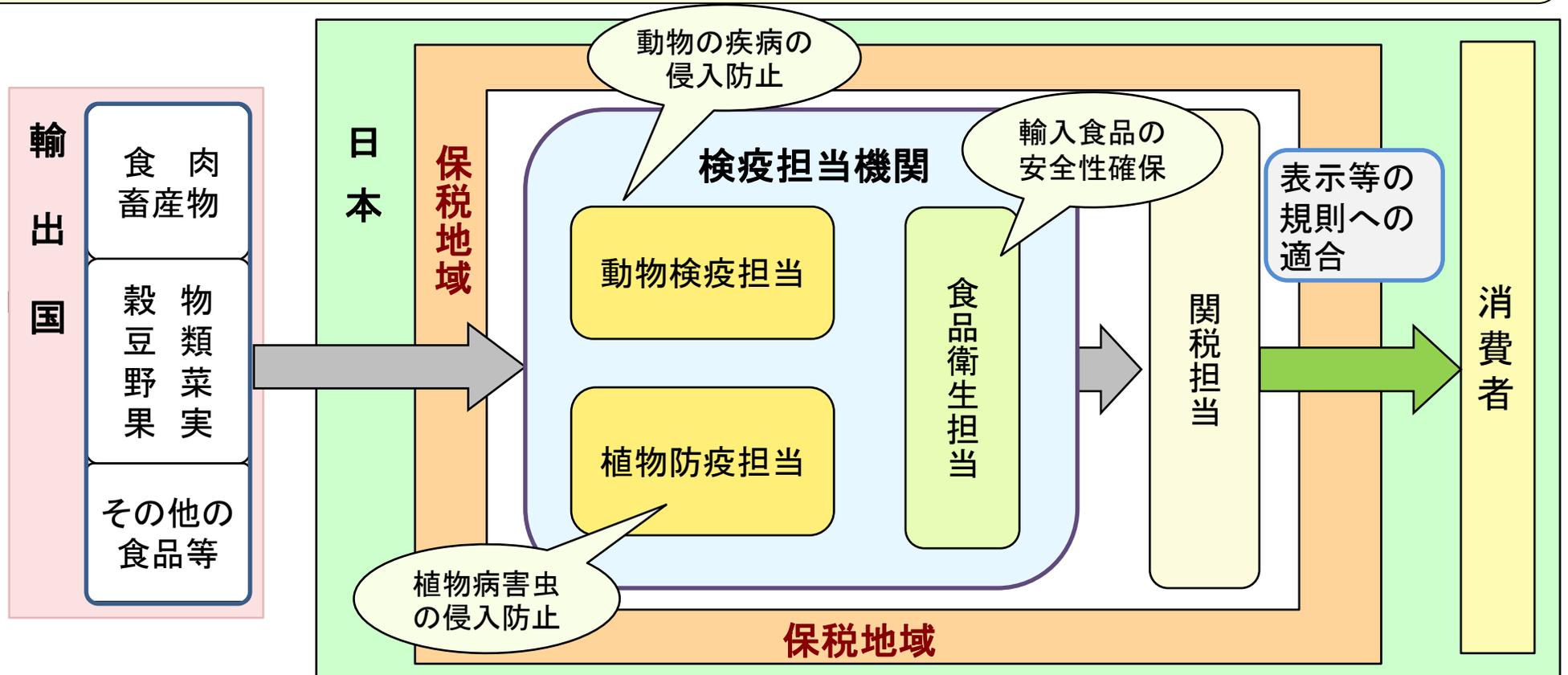


# 検疫措置の具体的内容

検疫措置	動物検疫	植物検疫
輸入禁止	病性が激しく、伝播力が強い悪性の家畜伝染病の発生地域からの肉等の輸入を禁止	農作物に大きな被害を及ぼす可能性が高く、輸入検査での発見が困難な病害虫の寄主植物の輸入を禁止
特別な条件付きでの輸入	輸入禁止対象疾病・病害虫の侵入防止措置(加熱、くん蒸等)が確実にとられることを条件に輸入を許可	
通常の輸入検査	衛生条件を満たす証明書の添付、家畜伝染病の病原体を拡げるおそれの有無を検査。おそれのある場合は、廃棄・返送又は消毒	植物検疫条件を満たす証明書の添付、病害虫の有無を検査。検疫対象の病害虫が発見された場合は、廃棄・返送又は消毒

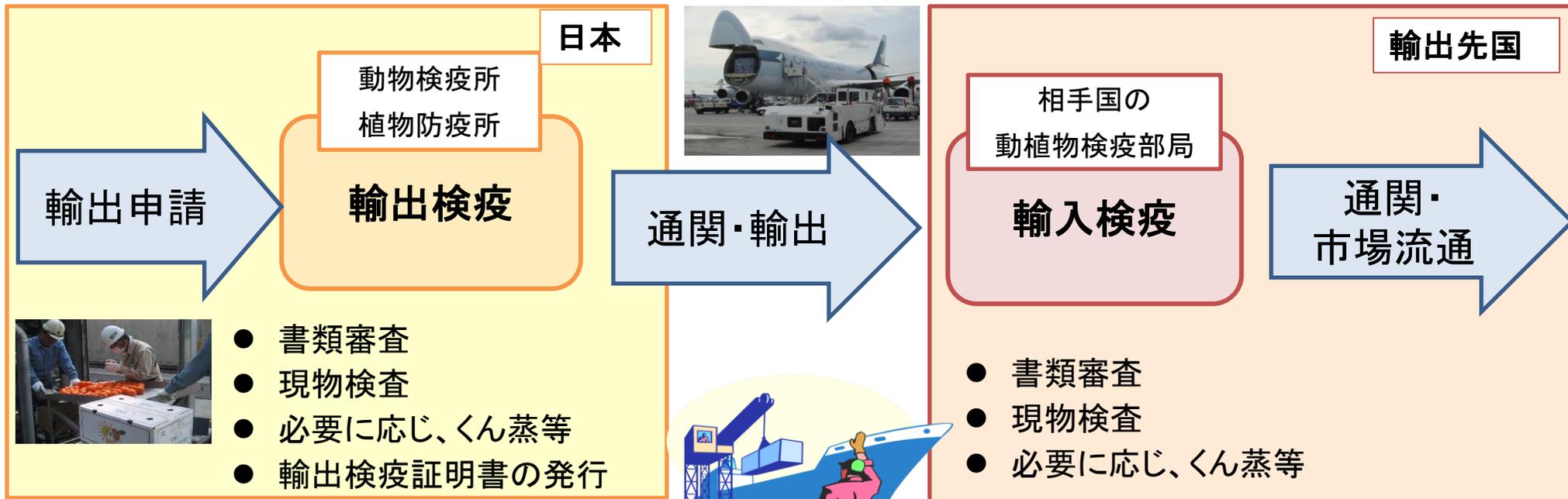
# 動植物輸入手続の流れ

- 食品が輸入される際には、
  - ① 動植物検疫により家畜の疾病や植物の病害虫の侵入を阻止、
  - ② 食品の検疫により食品衛生上有害な食品の輸入を阻止
  - ③ 表示や商業的基準の確保について、検査等により確認された後、消費者の元に届けられる。



# 動植物輸出手続の流れ

- 農畜産物が輸出される際には、我が国に発生する動物の伝染性疾病及び植物の病害虫を輸出先国に広げることがないように、輸出先国の求める輸出検疫を実施。
- また、輸出先国では、自国内の農畜産業を守るため、農畜産物の輸入に際して、検査を実施し、動物の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止。



# 輸出円滑化のための取組内容

- 輸出に当たってのしるしや各国の検疫条件について、ブロック別に説明会を開催。
- 輸出関係者への検疫条件等関係情報の提供や技術的指導を実施。
- 輸出者の希望に応じ、栽培地、集荷地や市場での輸出検査を実施。

## 輸出に関する説明会の開催

- 平成25年10月より、輸出に当たってのしるしや各国の検疫条件についてのブロック会議を全国9ブロックで順次開催。

### 議 題:

- ・ 現在輸出が可能な国・品目
- ・ 輸出の際必要な検疫措置
- ・ 実際に輸出を行う際のしるし

### 対象者:

都道府県、市町村、生産者団体、商社等、輸出に携わる者

### 開 催:

- 10月11日 北海道ブロック
- 10月15日 沖縄ブロック
- 10月18日 関東ブロック ほか

## 情報提供

- 植物防疫官が、産地や輸出業者等への検疫条件等の提供や病害虫の防除方法についての技術的指導。

- ・ 台湾向けモモ等生果実選果員技術研修会
- ・ EU向け盆栽等の輸出に関する説明会 等

- 輸出検査申請書等の関係書類のインターネットを通じた提供。



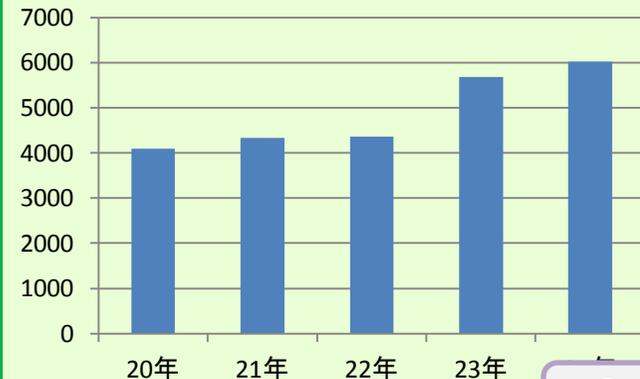
## 集荷地検査

- 植物防疫官は、輸出者の要請により、輸出農産物の栽培地や集荷地に出向いて輸出検査を実施。

- 例: ①長野県川上村での台湾向けレタスの集荷地検査  
②大阪市中央卸売市場での台湾向け温州みかん 等



(件数)



## 輸出入検査（貨物）に要する一般的な期間（植物検疫）

輸出検査	空港での輸出検査	タイ向けカンキツ類 (生産地での輸出検査)
植物検疫の 輸出検査の申請	申請から検査までは申請者次第 最短は当日	
↓	} 約2時間 (午前中検査)	} 約2日 (タイ検査官と の合同検査)
輸出検査(書類・現物)		
↓		
合格証明書の発行		

輸入検査	空港での輸入検査	海港での輸入検査
植物検疫の 輸入検査の申請	申請から検査までは申請者次第 最短は当日	
↓	} 約2時間	} 2時間～4時間
輸入検査(書類・現物)		
↓		
合格証明書の発行		